## 種子島税務署からのお知らせ

## 消費税のインボイス制度等説明会及び登録申請相談会について

令和5年10月1日から、インボイス制度が実施されます。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催します。

> インボイスを発行するためには、事前に登 録申請が必要です。

## 説明会及び相談会(参加費用無料)

開催日時				
月 日	時間	開催場所	定員	留意事項
6月14日 (火)	14:00 ~15:30	西之表市西之表 16314 番地 6 種子島合同庁舎 2 階共用第1・2 会議室	10名	【要事前予約】 6月9日(木)17時まで

## その場で登録申請!

個人事業者の方は、

①スマートフォン、②マイナンバーカード及び暗証番号、③利用者識別番号及び暗証番号が 分かるものをご持参いただければ、その場で e-Tax による登録申請ができます。

インボイス制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

なお、インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤル(電話 0120-205-553)で受け付けております。

- 〇 事前予約制で開催しますので、参加を希望する方は、種子島税務署までご連絡ください。(定員に達し次第締め切りとさせていただきます。)
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配意するため、会場内でのマスク着用をお願いします。 今後新型コロナウイルス感染症等の急激な拡大等によっては、開催が中止となる場合もあります。



種子島税務署(電話 0997-22-0440 )

※自動音声案内に従い、「2」を選択してください。



